

## 船舶事故調査報告書

令和7年7月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 伊 藤 裕 康（部会長）

委 員 上 野 道 雄

委 員 高 橋 明 子

<b>事故種類</b>	乗組員死亡
<b>発生日時</b>	不明（令和6年11月11日 04時ごろ～06時ごろ（医師による死亡推定時刻）の間）
<b>発生場所</b>	臼杵湾（大分県臼杵市飛潮鼻付近）
<b>事故の概要</b>	プレジャーボート第三鯨波丸が漂泊中、船長が落水して溺死した。
<b>事故調査の経過</b>	令和7年2月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
<b>事実情報</b>	<p>船種船名、総トン数 プレジャーボート 第三鯨波丸、0.4トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 OT3-49983（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>L×B×D、船質 4.31m (Lr) × 1.59m × 0.60m、FRP</p> <p>機関、出力、進水等 ガソリン機関（船外機）、11kW、平成6年3月8日 第294-13913号（船舶検査済票の番号） (写真1 参照)</p> 
乗組員等に関する情報	船長 76歳

	<p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年1月9日 免許証交付日 令和元年12月9日 (令和7年4月27日まで有効)</p>																																																																
死傷者等	死亡 1人（船長）																																																																
損傷	船底外板に擦過傷																																																																
気象・海象	<p>(1) 気象 天気 曇り 大分地方気象台における11月11日の風向、風速及び降水量の観測値は、次のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> <th rowspan="2">降水量 (mm)</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>04:00</td><td>南</td><td>1.4</td><td>南</td><td>2.2</td><td>—</td></tr> <tr> <td>04:30</td><td>南</td><td>0.9</td><td>南南西</td><td>1.3</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>05:00</td><td>北</td><td>0.6</td><td>北</td><td>1.8</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>05:30</td><td>東南東</td><td>0.7</td><td>東南東</td><td>1.7</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>06:00</td><td>北</td><td>1.3</td><td>北北西</td><td>3.9</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>06:30</td><td>北北西</td><td>2.1</td><td>北北西</td><td>3.9</td><td>—</td></tr> <tr> <td>07:00</td><td>北北西</td><td>1.6</td><td>北北西</td><td>3.1</td><td>—</td></tr> <tr> <td>07:30</td><td>北北西</td><td>1.0</td><td>北</td><td>2.4</td><td>—</td></tr> <tr> <td>08:00</td><td>南南東</td><td>1.1</td><td>南</td><td>1.7</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	時刻 (時:分)	平均		最大瞬間		降水量 (mm)	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	04:00	南	1.4	南	2.2	—	04:30	南	0.9	南南西	1.3	0.0	05:00	北	0.6	北	1.8	0.0	05:30	東南東	0.7	東南東	1.7	0.0	06:00	北	1.3	北北西	3.9	0.0	06:30	北北西	2.1	北北西	3.9	—	07:00	北北西	1.6	北北西	3.1	—	07:30	北北西	1.0	北	2.4	—	08:00	南南東	1.1	南	1.7	—
時刻 (時:分)	平均		最大瞬間		降水量 (mm)																																																												
	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)																																																													
04:00	南	1.4	南	2.2	—																																																												
04:30	南	0.9	南南西	1.3	0.0																																																												
05:00	北	0.6	北	1.8	0.0																																																												
05:30	東南東	0.7	東南東	1.7	0.0																																																												
06:00	北	1.3	北北西	3.9	0.0																																																												
06:30	北北西	2.1	北北西	3.9	—																																																												
07:00	北北西	1.6	北北西	3.1	—																																																												
07:30	北北西	1.0	北	2.4	—																																																												
08:00	南南東	1.1	南	1.7	—																																																												
	<p>(2) 海象 付近を航行していた数隻の漁船（以下「漁船群」という。）のうち1隻の漁船の乗船者1人（以下「同乗者A」という。）によれば、本船を発見（後述）した際の飛潮鼻付近は、波高約2mであった。 水温 約22°C 日出時刻：06時40分ごろ</p>																																																																
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、いか釣りの目的で、令和6年11月11日の日出前、臼杵市清水漁港を出航した。</p> <p>漁船群が、飛潮鼻北岸に乗り揚げている本船を発見した。</p> <p>漁船群の乗船者は、船内に人影がないことを不審に思って周辺を捜索していたところ、07時41分ごろ、本船から約50～100m沖に黄色のカッパを着用した船長が海面にうつ伏せの状態で浮いているのを発見したので118番通報した。</p> <p>本船及び船長は、漁船群によって清水漁港に運ばれた。</p> <p>船長は、救急車で付近の病院に搬送されたが、医師により死亡が確認され、死因が短時間での溺死、死亡推定時刻が11日06時ごろと</p>																																																																

	<p>検査された。</p> <p>本船は、陸揚げ後、廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>(1) 船長の親族への連絡状況</p> <p>船長の親族は、本事故発生日の前日、船長から携帯電話で11日に本船を釣りで使用する旨の連絡を受けて以降、船長から連絡を受けていなかった。</p> <p>(2) 船長のふだん釣りに出る際の状況</p> <p>船長は、ふだん04時ごろ～05時ごろの間に清水漁港を出航し、同漁港の北北東方にある飛潮鼻付近の水深が約4～20mの海域で釣り竿<small>さお</small>を使用して釣りを行い、07時ごろ帰航していた。</p> <p>(3) 本船発見時の状況</p> <p>本船は、発見された際、船外機が停止した状態で、船内には腰巻き膨張式の救命胴衣、釣り道具、バケツ、錨等が残され、漁獲物はなかった。</p> <p>本船の船体には、他船との衝突痕等の損傷はなかった。</p> <p>(4) 船長発見時の状況</p> <p>船長は、発見された際、カッパの上着及びズボンを着用しており、救命胴衣及びふだん履いている長靴は身に着けていなかった。</p> <p>船長は、ふだん携帯電話を防水パックに入れずに携行していた。また、本事故後、船長の携帯電話は発見されていない。</p> <p>船長は、健康状態が良好であり、泳ぎも得意であった。</p> <p>(5) 漁船群の状況</p> <p>漁船群は、1隻に3人程度が乗船し、藻場保全活動（がんがぜの駆除）を行う目的で、臼杵市泊ヶ内漁港を出航し、飛潮鼻沖合を通って清水漁港西方にある沿岸の作業場所に向かう途中であった。</p> <p>同乗者Aは、約10日間の藻場保全活動期間のうち、本事故発生日は波が高い日であると思っていた。</p> <p>同乗者Aによれば、飛潮鼻付近は、地形が入り組んでおり、水深も浅い場所なので、ふだんから高波が立ちやすい場所として地元の漁業関係者の間でも知られていた。</p>
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、短時間での溺死であった。</p> <p>船長から船長の親族への電話内容から、本事故当日、船長は、本船を使用して飛潮鼻付近へ釣りに出ていたものと考えられる。</p>

	<p>船長は、ふだん釣りに出る際、04時ごろ～05時ごろの間に清水漁港を出航し、07時ごろ帰航しており、また、医師により死亡推定時刻が06時ごろと検案されたことから、06時ごろ本船から落水して短時間で溺死した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、次のことから、飛潮鼻付近において漂泊中、本船が高波を受けて船体が動搖した際、バランスを崩すなどして落水した可能性があると考えられるが、目撫者がおらず、船長が死亡しており、客観的な情報を十分に得られなかつたことから、落水に至つた状況を明らかにすることはできなかつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本船が発見された際、飛潮鼻付近は、波高約2mであったこと。</li> <li>(2) 本船の船体には、他船との衝突痕等の損傷が認められなかつたこと。</li> <li>(3) 飛潮鼻付近は、地形が入り組んでおり、水深も浅い場所なので、ふだんから高波が立ちやすい場所として地元の漁業関係者の中でも知られていたこと。</li> <li>(4) 船長は、ふだん飛潮鼻付近の水深が約4～20mの海域で釣りをしていたこと。</li> </ul> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかつたことから、落水後、浮力を得られず、短時間で溺死に至つた可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が飛潮鼻付近において漂泊中、船長が本船から落水したことにより発生した可能性があると考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、自船の堪航性に留意するとともに、水深の浅い海域では予期せぬ高波で船が大きく動搖することがあるので、波が高い海域に近づかないこと。</li> <li>・ 小型船舶の乗船者は、航行中、暴露甲板上では救命胴衣を着用すること。</li> <li>・ 一人乗りの小型船舶の船長は、落水等の緊急時の連絡手段として、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

